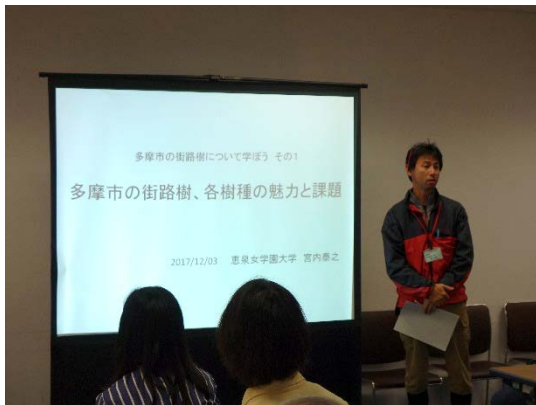

参考資料



(ワークショップ 開催状況)

1 用語解説

	解説用語	解説
あ	アダプト制度	公園や道路などの行政が維持管理している部分を、市民団体や企業などが草刈や落葉拾い・ごみ拾い等について協力する制度。里親制度ともいう。多摩市の場合は、市と市民団体等が合意書を締結する。
か	外来種 (侵略的外来種)	もともとはその地域に生息していないのに、直接的・間接的に関わらず、人間の活動によって他の地域から移入し、生息している生物のこと。その中でも、地域の自然環境・生物多様性に大きな影響を与えるおそれのあるものを侵略的外来種という。
	街路	車道及び車道に付随した歩道のこと。
	街路樹	法律で道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施設として、道路管理者が設置する「道路の付属物」の一種とされており安全な交通を確保するため道路管理者が適切に管理を行わなければいけないものである。その反面、街路灯や道路標識と違い、「生きもの」であるという面も持ち合わせている。本プランでは、高木・中木・低木などを指す。
く	グリーンインフラ	自然がもつ多様な機能を利用し、持続可能な社会形成、経済の発展などに寄与するインフラや土地利用計画のこと。
	クラウドファンディング	ある企画に対し、インターネットを通じて不特定多数の人に呼び掛け、共感した人から資金調達をすること。
け	健幸都市 (スマートウェルネスシティ)	身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、だれもが幸せを実感できるまち。
	健幸まちづくり	健幸都市の実現を目指す取り組み。健康と幸せの獲得に繋がる知見をまちづくりに活かし、市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちをつくっていく取り組み。
	建築限界	道路において車両や歩行者の通行の支障とならないよう構造物を配置してはならない範囲のこと。建築限界の位置は、車道上：4.5m、路肩上3.8m、歩道上：2.5mと定められている。
こ	更新	本プランでは、道路植栽の種類、構成、配置、間隔等に関して現在の道路空間や沿道条件を踏まえ再評価し、既存の街路樹を現在の道路空間に適した樹種に植え替えたり、植栽の構成を変更することをいう。
	高木	完成樹形の樹高を3.0m以上で管理する樹木を指す。(中木：1.0m以上3.0m未満、低木1.0m未満)

	解説用語	解説
	根系伸長空間	街路樹において、植栽基盤等の植栽空間が制限された中で根が伸長する範囲。この範囲が十分確保されていない場合、根上りや生育不良等の問題が起こる。
	根系切除	根上がりや舗装の亀裂等を発生させ、安全な通行に支障を与えている街路樹の根を切断して、除去すること。
さ	在来種	ある地域に従来から生息・生育する生物。
し	持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年の「国連持続可能な開発サミット」において採択された、2016年から2030年までの国際社会共通の開発目標。17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」を策定しており、17の目標のうち、少なくとも12が環境に関連している。
	シティセールス	まちの特色や地域資源をはじめとする魅力などを地域内外へ効果的にPR・発信することで、まちの知名度や都市イメージの向上を図るとともに、企業や住民等を誘致し、まちを活性化・持続的に発展させることを目的とする戦略的な活動。
	自転車歩行者専用道路	交通の安全と円滑を図るため、自動車と自転車・歩行者を区別するための一般交通用の道路。または、当該道路の他の部分と構造的に分離されている道路。
	視認阻害・視距阻害	大径化した街路樹、及び植栽間隔の狭い街路樹の幹や枝張等により、信号機や標識及び横断中の人等が見づらくなり、道路交通の安全性が損なわれること。
	車両通行に支障のない規格の高所作業車	高い所で作業を行う為の作業床が取り付けられている特殊車両。1車線の幅で納まる高所作業車が到達できる高さは約12.0mである。
	樹冠幅	樹木の枝張の長さ。
	植栽基盤整備	植栽基盤について、植栽と土壌の適性を調査し、必要な場合は植栽構造および土壌の改良を行うこと。
	植樹帯	樹木等の植栽、保全することを目的に、歩道等は別に、縁石等により区画され独立して確保される道路の一部。
す	衰退の兆候	街路樹の樹勢、葉の生育状況、傷口材の成長、病害、虫害等の状態から、街路樹の衰退状況を判断する。
せ	剪定	枝を切り揃えること。街路樹の場合、樹形を整える意味が大きいため、整姿剪定ともいい、切返剪定、切詰剪定、枝抜剪定が行われる。(参考5,6頁の「参考図」を参照)
た	大径木化	地上から1.2mの高さの幹周が90cm以上の樹木。(「平成26年度大径木再生指針」(東京都建設局)より)
	第五次多摩市総合計画	多摩市の今後のまちづくりの総合的な指針となるもので、市の様々な行政計画の中で、最上位に位置づけられる計画。第2期は、平成27年度からの概ね10年間。

	解説用語	解説
	多摩市生物多様性ガイドライン	「都市での暮らし」「もっと自然を楽しもう」「さまざまな生き物たちと共存します」という生物多様性に関する3つの基本的な考え方を定めた指針。平成29年8月に策定された。
	多摩市道路整備計画	第五次多摩市総合計画に関連する主な計画であり、生活道路の整備について、各行政計画と整合を図り、市の総合的な計画として展開するための基本的指針となるもの。平成28年3月に「平成27年度見直し版」が策定された。
	多摩市ニュータウン再生方針	まちの再生に向けた方向性や具体の取り組み、魅力向上などについてとりまとめたもの。多摩ニュータウン再生検討会議、市民懇談会、シンポジウム、パブリックコメント等多様な手法を用いて平成28年3月に策定された。
	多摩しみどりと環境基本計画	第五次多摩市総合計画で掲げる「人、自然、地球 みんなで環境を大切にすまち」の実現に向けて、みどり分野と環境分野が密接な関係にあることから、両分野の総合的な計画として平成24年6月に策定された。計画期間は平成24～33年度。
	多摩しみどりの基本計画	都市緑地法第4条の「市町村の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」に該当する多摩市のみどりに関する総合的な計画。計画期間は平成24～33年度。
	多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み報告書	それぞれの地域に応じたみどりの利用や活用方法などを話し合い、多様な意見の人々が互いに理解しながら、みどりに関わり、多摩市の豊かなみどりを資産として活用していくための運動であり、その取り組みをまとめた報告書。平成27年3月策定。
ち	中木	完成樹形の樹高を1.0m以上3.0m未満で管理する樹木を指す。(高木:3.0m以上、低木:1.0m未満)
て	低木	完成樹形の樹高を1.0m未満で管理する樹木を指す。(高木:3.0m以上、中木:1.0m以上3.0m未満)
と	透水性舗装	道路に降った雨水等が舗装内の隙間から地中に浸透できるような構造を持った舗装。
	道路構造令	道路を新設、及び改築する場合における高速自動車国道・一般国道の構造を一般的技術的基準並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定める為の一般的技術的基準。
	道路付属物	道路法により「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物」と定められたもので、具体的には道路上のさく又は駒止、道路上の並木、道路標識等が挙げられる。
	道路法	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定めた法律。交通の発達に寄与し、公共福祉の増進を目的としている。

	解説用語	解説
	道路緑化技術基準	道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資するための基準。平成 27 年 3 月改定。
ね	根上がり	街路樹の大きさに対して、植栽柵や植栽帯等が狭小であると、街路樹の根が歩道部まで侵入し、縁石や舗装を持ち上げ、通行の支障となること。
は	伐採	樹木を根元から切ること。
ひ	被圧	植栽間隔が狭いため、隣接しあう街路樹が、日照環境で優位に立とうと競争した結果、負けてしまった樹木が有効な日照を得ることができず、樹勢が衰退していくこと。
ふ	腐朽	樹木に腐朽菌が侵入し、樹木の支持力を低下させること。倒木や落枝を発生させる原因となる。
ほ	萌芽枝	剪定・刈り込み後の枝や幹から、また伐採された後の切株から発生する芽を萌芽といい、そこから成長した枝のこと。
	歩道有効幅員	道路構造令により、歩行者や車椅子等のすれ違いを考慮し定められた、確保しなければいけない歩行可能な幅員。歩行者の交通量の多い道路では 3.5m 以上、その他の道路については 2m 以上と定められている。
ま	間引き（間伐）	並木全体の中で健全な木を活かすために相対的に劣勢の木を伐採することや樹木の植栽間隔が過密状態となり、適切な生育空間を確保できない状況を解消するために 1 本おきに伐採すること。
み	幹周	幹の太さを表す。地面より高さ約 120 cm の位置で測定する。
	みどりのリサイクル	大量に発生する草枝ごみを減量・資源化することにより、循環型社会を構築する取り組み。
ゆ	遊歩道	ここでの遊歩道とは多摩市における自転車歩行者専用道路のことであり、自動車の進入が禁止されている空間。
ろ	老木化	街路樹の植栽が行われてからかなりの年数を経て、樹勢の衰退や腐朽等が進行している状態になること。
わ	ワークショップ	地域に関わる様々な立場の人々が参加して、地域の計画等、共通のテーマについて、互いの意見を交換し議論を行い、結論を得ること。住民参加型（参加のデザイン、住民参加、市民参加）の活動形態の一つ。

【参考図】街路樹の主な剪定手法

出典：(一社)日本造園建設業協会提供資料「造園のものづくり 剪定技法編」から

1) 切返剪定

切返剪定とは、枝抜きを行う際に、樹冠を一回り小さくするために、長い枝先を短い枝先に切り返すことをいい、美しい樹形を一定の樹冠で維持するための基本技法である。

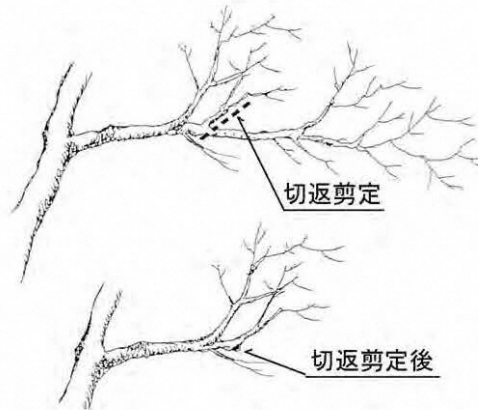
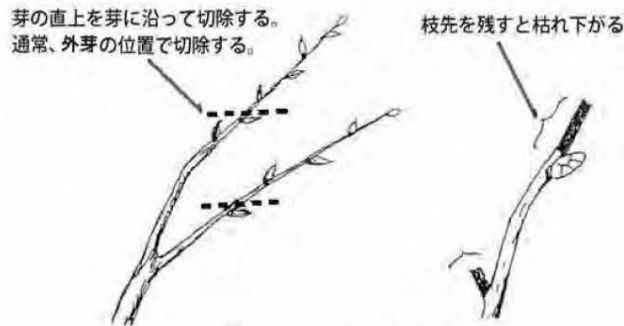


図 4-5 切返剪定

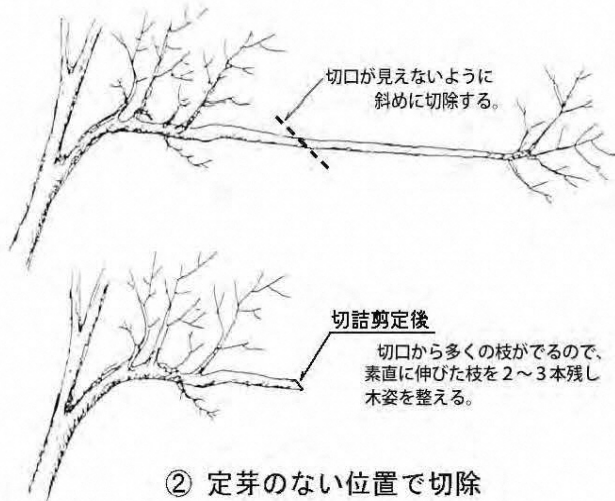
出典：「樹木の剪定工」(吉村金男)

2) 切詰剪定

切詰剪定とは、樹冠を揃えることを目的に枝の途中で切除することをいう。定芽がある場合は、その直上で切除する。定芽がない場合は、そこから萌芽する新たな枝によって樹冠づくりを行う。



① 定芽のある位置で切除



② 定芽のない位置で切除

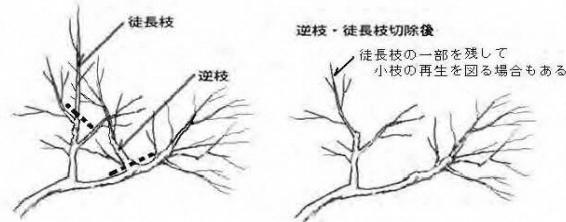
図 4-6 切詰剪定

出典：「樹木の剪定工」(吉村金男)

3) 枝抜剪定

枝抜剪定とは、それぞれの樹種本来の美しさをだすため、樹形を乱す不要枝を取り除き、枝葉のバランスや密度を整えることをいう。

なお、枝抜き剪定の一つで、密度の高い混み枝や建築限界にかかる枝などを、幹の付け根から鋸などを用いて切り落とすことを「枝おろし」という。



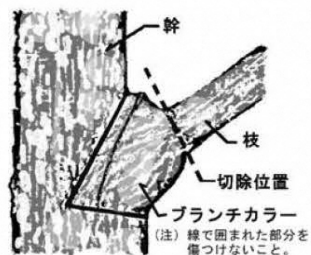
① 徒長枝、逆枝の切除



② からみ枝の切除



③ 平行枝の切除



④ 枝おろし

図 4-7 枝抜剪定

出典：「街路樹剪定ハンドブック」(一社)日本造園建設業協会 H23.8

2 多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会開催概要

○多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会設置要綱

平成29年4月10日多摩市告示第274号

(設置)

第1条 多摩市「街路樹よくなるプラン」(街路編)(以下「プラン」という。)に定められた街路樹の維持管理計画を実施することにより明らかになった課題の解決に向け、プランの見直しを行うため、多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの見直し及び改定案の検討に関すること。
- (2) 多摩市(以下「市」という。)の街路樹のあり方の検討に関すること。
- (3) 街路樹管理方針の検討に関すること。
- (4) プランの実施計画の検討に関すること。
- (5) その他街路樹の管理に関し多摩市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識又は専門的技術に関する知識を有する者 7人以内
- (2) 市内に在住し、若しくは在勤する者又は市内の大学に在学する者 3人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議は、原則として公開する。
- 5 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

表 委員名簿

氏名	ご所属等
池邊 このみ (委員長)	専門：環境造園デザイン学（千葉大学大学院園芸学研究科 教授）
沼田 真也 (副委員長)	専門：生態学、観光学 （首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授）
大石 武朗	専門：造園、樹木医（大石地域環境・造園研究所／唐木田樹木養生所）
仙仁 径	専門：自然科学の普及教育、植物学 （公益財団法人 多摩市文化振興財団事業課学芸員）
曾我 昌史	専門：保全生態学（東京大学大学院農学生命科学研究科 助教）
野村 徹郎	専門：造園（一般社団法人日本造園建設業協会）
宮内 泰之	専門：造園学 社会園芸学（恵泉女学園大学人間社会学部 准教授）
大橋 久仁恵	市民委員（諏訪在住）
清水 義功	市民委員（唐木田在住）
中尾 浩	市民委員（落合在住）

表 改定委員会の開催状況

開催回	実施日	場 所	主な議題
第 1 回	平成 29 年 8 月 4 日	多摩市役所第二庁舎 1 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市の街路樹の現状と課題、プランの改定について ・アンケート調査の実施について
第 2 回	平成 29 年 10 月 20 日	多摩市役所東庁舎 1 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・目標、方針、課題について ・委員会の進め方・スケジュールについて
第 3 回	平成 29 年 11 月 24 日	多摩市役所東庁舎 1 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・目標像の設定・改善モデル区間の選定方針等について ・市民参加・アンケート調査経過報告について ・委員会の進め方・スケジュールについて
第 4 回	平成 30 年 1 月 12 日	多摩市役所東庁舎 1 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート・ワークショップの報告 ・方針を実施させるための取り組みについて ・方針を実現させるためのプログラムについて ・委員会の進め方・スケジュールについて
第 5 回	平成 30 年 2 月 8 日	多摩市役所本庁舎 3 階 302 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市街路樹よくなるプラン改定版素案について ・委員会の進め方・スケジュールについて
第 6 回	平成 30 年 6 月 1 日	多摩市役所東庁舎 1 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の委員会の進め方・スケジュールについて ・素案に関する市民懇談会とパブリックコメントの報告 ・多摩市街路樹よくなるプラン改定版原案作成に向けた検討
第 7 回	平成 30 年 7 月 24 日	多摩市役所東庁舎 1 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・素案を踏まえた現地踏査
第 8 回	平成 30 年 10 月 19 日	多摩市役所本庁舎 4 階 401 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ開催及びアンケート実施の報告 ・多摩市街路樹よくなるプラン改定版原案についての検討
第 9 回	平成 30 年 11 月 30 日	多摩市役所本庁舎 3 階 302 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市街路樹よくなるプラン改定版原案についての検討
第 10 回	平成 31 年 2 月 6 日	多摩市役所東庁舎 1 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市街路樹よくなるプラン改定版原案の確認

3 市民アンケート実施概要

1) 第1回

目的：市民の街路樹に関する認識や考え、嗜好等を明らかにすることにより、その成果を街路樹よくなるプランの改定版の基礎資料とする

対象：市内在住の18歳以上の市民840名

期間：平成29年10月28日～11月10日

回収：178名（回収率：21%）

設問数：18

分析数：n=178

2) 第2回

目的：市内在住の小中学生の街路樹に関する認識や考え、嗜好等を明らかにすることにより、その成果を街路樹よくなるプランの改定版の基礎資料とする

対象：市内在住の小中学生

期間：平成30年9月10日～9月28日

回収：176名

設問数：5

分析数：n=176

4 ワークショップ実施概要

表 実施概要

開催回	実施日	場所	内容
第1回	平成29年 12月3日	多摩市役所 第二庁舎 1階会議室	1. ワークショップの開催にあたって 2. 多摩市の街路樹の状況 3. 多摩市の街路樹について学ぼう その1 「多摩市の街路樹、各樹種の魅力と課題」 恵泉女学園大学 宮内 泰之氏 4. 多摩市の街路樹について学ぼう その2 「街路樹を育て・守る技術」 一般社団法人 日本造園建設業協会 野村 徹郎氏 5. ディスカッション 「関心のある通りや樹種、気になっている木の状態」は？
第2回	平成29年 12月10日	多摩市永山 公民館4階 視聴覚室	多摩市の街路樹について学ぼう その3 1. 「健康、自然体験の面から見た街路樹の役割」 東京大学 曾我 昌史氏 2. みんなでまち歩き 「街路のみどり、ペデのみどり」 3. ディスカッション 「街路樹の魅力と将来像」
第3回	平成29年 12月16日	多摩市役所 第二庁舎 1階会議室	多摩市の街路樹について学ぼう その4 1. 「多摩市の街路樹を過去と海外から考える」 多摩市文化振興財団 仙仁 径氏 2. ディスカッション 「『次世代に継承する』街路樹の将来像について」 3. ディスカッション 「街路樹の改善に向けた市民の関わりについて」
第4回	平成30年 7月28日	多摩市貝取 ふれあい館	街路樹と触れ合おう（第1回） 1. 「サクラの特徴と管理の必要性について～乞田川を題材に～」 一般社団法人 日本造園建設業協会 野村 徹郎氏 2. フィールドワーク 「乞田川のサクラの健全度調査の体験」 3. 意見交換 「乞田川のサクラについてどう感じたか？何が出来るか？」
第5回	平成30年 10月6日	多摩市立南 鶴牧小学校	街路樹と触れ合おう in メタセコイア通り（第2回） 1. 「住宅地のみどりのマネジメント 多摩市が輝き続けるために」 千葉大学 池邊 このみ氏 2. フィールドワーク 「メタセコイア通りの景観、メタセコイアの生育状況の把握」 3. 意見交換 「メタセコイア通りについてどう感じたか？何が出来るか？」

5 素案市民懇談会開催概要

内 容：市民に対し、「街路樹よくなるプラン」改定の趣旨及び素案を説明し、意見交換を行った。

開催日時：平成30年4月21日（土）10時～12時

開催場所：からきだ菖蒲館

参加人数：9名

主な意見の概要：（要望）意見交換の場の設置、街路樹の防災的機能の検討、
住民による手入れ・講習会の実施、事業説明の充実、
樹木欠落箇所の補植、樹木医制度の活用、改善モデル図の追加等

6 パブリックコメント開催概要

内 容：「多摩市街路樹よくなるプラン改定版（素案）」について市民の意見を確認し、原案策定にあたっての基礎資料とした。

期 間：平成30年4月18日（水）～5月2日（水）

回 収：8件（意見総数25件）

主な意見の概要：現行プランの継承方針、街路樹のあり方・理念、
改定版における将来イメージ・整備計画、市民参画、
現状の道路管理に対する要望

7 みどりと環境審議会への報告

日 時：平成30年12月18日（火）

内 容：平成30年度第4回みどりと環境審議会において、「街路樹よくなるプラン」改定版原案（案）と改定状況について報告を行った。

8 原案市民説明会開催概要

内 容：市民に対し「街路樹よくなるプラン」改定版（原案）の内容を説明し、方針及び市民参画に関して意見交換を行った。

開催日時：平成31年1月20日（日）10時～11時半

開催場所：永山公民館ベルブホール

参加人数：31名

主な意見の概要：子供向けの街路樹に係る教育の場・ワークショップの開催、QRコード等を活用した市民参画手法の検討